青い森県産材利用推進プラン

第1目的

このプランは、青森県内の建築物等の整備において県産材(注1)を中心とした木材の積極的な利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号。以下「促進法」という。)第11条第1項の規定に基づき、木材利用推進本部が策定した建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。)に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定めるものである。

第2 建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物における木材利用の促進の意義

森林は、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、 林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、県民生活及び県民経済の安定に重要 な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の 有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

本県のスギをはじめとした人工林資源が本格的な利用期を迎える中、県産材を中心として建築用木材の需要を拡大することは、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や地域経済の活性化にも資するものである。

また、森林は二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、また、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有することから、脱炭素社会の実現や持続可能な開発目標(SDGs)にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高いなどの性質を有しており、木の香りで人をリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

木造建築物については、これまで低層の戸建て住宅を中心に建築されており、技術面やコスト面の課題等から非住宅の建築物や中高層建築物については大部分が非木造となっている。

こうした中、近年、全国的には強度等に優れた建築用木材や木質耐火部材等に関する技術開発や実用化、木造建築工法や防耐火性能等の技術革新がなされるとともに、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築基準の合理化等により、中高層建築物の木造化(注2)やあらわしでの木材利用がしやすくなるなど、建築物において木材を利用できる環境が整いつつあり、民間建築物においても先導的な取組として中高層木造建築物等が建築されるようになってきている。

このことから、県内のスギ、アカマツ、ヒバ、広葉樹等の豊富な森林資源を活用し、これまで木材の利用が低位であった非住宅の建築物や中高層建築物を含め建築物全体における木材利用を促進していくことは、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成、地域経済の活性化等に大きく貢献することが期待される。

2 建築物における木材利用の促進の基本的方向

1の建築物における木材利用の促進の意義及び促進法第3条に規定する基本理念を踏まえ、県、市町村、事業者、県民は、以下のとおり建築物における木材利用の促進に取り組むものとする。

(1) 木材利用の促進に向けた各主体の取組

① 県及び市町村による取組

県及び市町村は、促進法第5条に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、区域内の公共建築物はもとより、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物における木材利用の促進に向け、相互に連携を緊密にして木材利用に関する専門的な知見の共有に努めるほか、国、林業従事者、木材製造業者その他の関係者の協力を得つつ、建築用木材の品質確保や安定供給に必要な取組を講ずるなど、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすこととする。

② 事業者による取組

建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、本方針等を踏まえ、促進法第6条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促

進に自ら努めるとともに、県及び市町村が実施する木材利用の促進に関する施策に 協力するよう努めるものとする。

また、林業従事者、木材製造業者、建築物における木材利用の促進に取り組む設計者等は、建築物を整備する者のニーズを的確に把握し、ニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質や価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

さらに、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。)第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

加えて、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)第2条第1項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

③ 県民による取組

県民は、促進法第7条の規定を踏まえ、木材利用の促進に自ら努めるとともに、 県及び市町村が実施する木材利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものと する。

(2) 関係者相互の連携及び協力

県、市町村、建築物を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者 (以下「木材利用関係者」という。)は、各主体の取組の実施に当たり、国方針及び 本方針等に基づき、促進法第8条の規定を踏まえ、適切な役割分担の下、相互に連携 を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 県民の理解の醸成

建築物における木材利用を広く、効果的に促進するためには県民の理解の醸成が

不可欠であることから、県及び市町村は、建築物における木材利用の促進の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日(毎年10月8日)及び木材利用促進月間(毎年10月)において重点的に、木材利用関係者が連携し、多くの県民の理解が得られ、木材利用の促進が県民運動となるよう、積極的に普及啓発に取り組むものとする。

第3 建築物等における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

県は、促進法第13条にのっとり、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における木材利用の促進に必要な技術の普及や人財の育成等を図るため、LVL(単板積層材)、CLT(直交集成板)、木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、関係団体等と連携して、中大規模木造建築物の設計及び施工に関する情報提供、それらの知識及び技術を有する人財を育成する研修等の施策の実施に努めるものとする。また、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

さらに、県は、木材利用の促進に資する県内における木材利用に関する優良事例等の情報を取りまとめ、建築物を整備する事業者等に共有するよう努めるものとするほか、 積極的な情報発信に取り組むものとする。

2 住宅における木材利用の促進

県は、促進法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対する住宅の設計に関する情報の提供や、建築の担い手の育成等に努めるものとする。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1)建築物木材利用促進協定の周知

県は、促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

(2) 建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

県は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、促進法の目的や基本理念、本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

(3) 建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するものとする。

また、建築物木材利用促進協定を締結し、県産材を利用した建築物の整備に積極的 に取り組んだ事業者については、県産材利用に積極的な事業者として県が認定を行い、 その取組について情報発信するものとする。

4 公共建築物における木材利用の促進

(1) 木材利用を促進すべき公共建築物

促進法に基づき木材利用を促進すべき公共建築物は、促進法第2条第2項各号及び 促進法施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物であり、具体 的には、以下のような建築物が含まれる。

① 県や市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、 病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、 公営住宅等の建築物のほか、県や市町村の事務・事業又は職員の住居の用に供され る庁舎、公務員宿舎等。

② 県や市町村以外の者が整備する①に準ずる建築物

県や市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所、福祉ホーム等)、病院

・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、青年の家等)、 公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所(併設される商業施設を除く。)。

(2) 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物は、広く県民一般の利用に供するものであることから、木材利用の促進を通じ、これらの公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。また、公共建築物においては、LVL、CLT、木質耐火部材等を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性や利用促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

こうしたことからも、公共建築物について、率先して木造化及び内装等の木質化(注3)を促進するものとする。

さらに、建築用木材以外についても、公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るほか、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(3) 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物の整備においては、今般、脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用 を促すため、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、(1)の木材利用 を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)とすることが、 純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点 から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進する ものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、刑務所等の収容施設、治安上又は防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を 貯蔵又は使用し、保安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設等のほか、博物館 内の文化財を収蔵し又は展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点か ら、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。また、この判断は、施設を構成する個々の建築物に対してなされるものとし、施設全体としては木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断される機能等を求められる場合であっても、施設内の当該機能等を求められない建築物については木造化を促進する対象とする。加えて、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物の構造は、その文化的価値を損なうことのないよう判断するものとする。

5 木材利用の促進の啓発と県民運動

県は、市町村及び関係団体と連携し、県民の目に触れる機会の多い公共建築物における木材の利用の促進を図るとともに、ホームページやパンフレット等における先導的な木造建築物の事例紹介等により、木材利用の効果について積極的に県民への普及啓発を行う。

建築物における木材利用について広く県民の関心と理解を深めるため、特に、木材利用促進の日及び木材利用促進月間において、経済界を含む事業者関連団体等とも連携し、木材利用に関するイベントの実施、ホームページ等の各種媒体における情報の発信等の事業を重点的かつ広範囲に実施することにより、県民運動としての木材利用促進に取り組むものとする。

第4 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標

1 公共建築物の木造化及び内装等の木質化の目標

県は、その整備する公共建築物のうち、第3の4(3)の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。また、県は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、知事その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に県民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

さらに、木造化や内装等の木質化に当たっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほか、LVL、CLT、木質耐火部材等の

活用、部材単位の木造化等の技術の活用に取り組むものとする。

2 建築物以外の木材利用の目標

県は、その整備する全ての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及 び消耗品の利用を推進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマ スを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、県がその整備する公共建築物において利用する木材(木材を原材料として使用 した製品を含む。)のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものに ついては、原則として、全てのものをグリーン購入法第6条第1項の環境物品等の調達 の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

そのほか、県が実施する公共土木工事においては、間伐材を始めとする木材の利用に 努めるものとする。

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

1 木材の供給に携わる者の責務

建築物における木材利用の促進を図るためには、その材料となる建築用木材が適切かつ安定的に供給されることが重要となる。また、公共建築物における木材利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔(スパン)が長い、天井が高いといった構造的特性にも対応した長尺・大断面の木材や、LVL、CLT、木質耐火部材等の建築用木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者、林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械等の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、木材の需給に関する情報の共有、木材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物の整備における木材利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材製造の高度化及び流通の合理化、合法伐採木材等の供給体制の整備等に取り組むなど、促進法第6条の規定にのっとり、木材利用が促進されるように木材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

2 県の責務

県は、国及び市町村とも連携し、木材の供給に携わる関係者の取組を促進するため、 促進法第17条に規定する木材製造の高度化に関する計画の認定制度の的確な運用を図 るものとする。

また、県は、木材製造業者その他の木材の生産に携わる者が行う強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産及び供給や木材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発などを促進するとともに、公共建築物を整備しようとする市町村や建設事業者に対し、木材の調達について区域内の情報や木材利用に関する専門的な知見を提供するなど、木材利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

加えて、県は、事業者が取り組む木材の需給に関する情報共有について、必要な取組 を講ずるよう努めるものとする。

第6 その他建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

1 市町村方針の作成に関する事項

市町村は、基本方針を作成する場合においては、本方針に即し、地域の実情、関係者の役割分担等も踏まえて、区域内の建築物における木材利用の促進のために講ずるべき施策等について具体的に記述するものとする。

この場合、これらの施策と学校教育や社会教育、社会福祉、医療、都市計画など建築物の整備に関連する分野の施策との調和・連携の確保、必ずしも市町村区域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備、森林法に基づく地域森林計画、市町村森林整備計画等に即した森林の適正な整備の推進等に留意する必要がある。

また、市町村以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、 これらの建築物の整備主体に対し、木材利用の促進を幅広く呼び掛け、その理解と協力 を得るよう留意する必要がある。

2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を 使用するなどの設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理 を図ることが重要である。 また、公共建築物の整備に当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。

このため、公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とするなどの設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数については木造の建築物が非木造の建築物に比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材利用の意義や効果を総合的に 判断するものとする。

加えて、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入 に当たっては、当該暖房器具やボイラー(これらに付随する燃料保管施設等を含む。) の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要す るコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

3 建築物における木材利用の促進のための体制の整備に関する事項

公共建築物等における県産材の利用推進を図るため庁内に設置されている「あおもり 県産材利用推進庁内連絡会議」を通じて、公共建築物等における県産材の需要拡大への 取組を進めるものとする。

附則

平成23年9月21日施行 平成30年3月27日一部改定 令和 5年1月18日一部改定

- (注1)「県産材」とは、県内で伐採された原木(間伐材を含む。)を材料とし、原則として県内で加工された製材品、集成材及び合板等をいう。集成材等にあっては、原材料の50%を超える量が県内で伐採された原木を材料とするものをいう。
- (注2) 「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (注3)「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。